

2014年5月9日 全11頁

# 2014年3月期の財務諸表の留意点（1）

## 単体財務諸表の大幅簡素化

金融調査部  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 2014年3月26日、金融庁は、有価証券報告書等における単体（個別）財務諸表の開示項目を大幅に簡素化する内閣府令を公表した。
- 府令では、連結財務諸表を作成している上場企業等の単体（個別）財務諸表の様式を会社法の要求水準に合わせる他、製造原価明細表、有価証券明細表、主な資産及び負債の内容などの開示が免除される。連結財務諸表で注記されている項目については、一部の例外を除き、個別（単体）財務諸表の注記は不要とされる。
- 改正後の府令（財務諸表等規則）は、2014年3月31日以後終了事業年度の単体（個別）財務諸表から適用される。

### はじめに（企業会計審議会の報告書の方針）

今回の改正府令（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令）は、企業会計審議会が2013年6月に公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」）を受けてのものである。

「当面の方針」では、次のような考え方を示している。

- ◎ 連結財務諸表の開示が中心であることが定着した現在では、制度の趣旨を踏まえ、単体開示の簡素化について検討することが適当である。金商法において会社法の要求内容と別の内容の単体（個別）財務諸表（以下「単体財務諸表」という）の作成を求めることは、作成者である企業にとって二重の負担になると考えられる。
- ◎ 他方、金商法による単体財務諸表は、連単倍率の低い企業や親子間取引が多い企業などにおいて、連結財務諸表と同様に重要であり、簡素化を図るに当たっては、個別の項目ごとに慎重な検討が必要であるという指摘がある。

「当面の方針」では、以上を踏まえて、以下のような考え方の下で、金商法における単体開示の簡素化を図ることが適当であるとしている。

- 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）に関しては、会社法の要求水準に統一することを基本とする。
- 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、
  - 会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本とする。
  - 金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本とする。
  - 上記以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト、国際的整合性、監査上の観点等を斟酌した上で、従来どおりの開示が必要か否かについて検討すべきである。
- 単体開示の簡素化に当たっては、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報の充実や、注記等の記載内容を非財務情報として開示することなどについて検討すべきである。
- 単体開示のみの会社については基本的に見直しを行うべきではない。
- 規制業種については、所管省庁の意見も聴取しながら検討を行う必要がある。

改正府令により下記が改正された。

- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」）
- ・ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」）
- ・ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
- ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
- ・ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

以下、改正内容について解説する。ただし、建設、銀行、証券、金融、鉄道、電力、ガスなどのいわゆる別記事業は所管官庁の定めによるため、本レポートの解説の対象から除く。

なお、「当面の方針」で挙げられた内容のうち「セグメント情報の開示」の充実は、今回の改正府令では対応されていない。

## 1. 単体財務諸表の様式

改正後の財務諸表等規則（以下「新規規則」）では、金商法上の開示において連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法上の会計監査人設置会社を「特例財務諸表提出会社」と定義している。連結財務諸表は、IFRS（国際財務報告基準）の任意適用企業や米国基準での作成が認められた会社がこれらの基準により作成したものも含まれる。上場会社に限定しておらず、非上場で有価証券報告書等を提出している会社も対象となりうる。

特例財務諸表提出会社は、単体財務諸表<sup>1</sup>の様式について、会社法の会社計算規則に基づく、経団連のひな型を参考とした、新たな様式によることができる。具体的には、下記について新たな様式によることとしている。

- |                     |                 |              |
|---------------------|-----------------|--------------|
| ① 貸借対照表             | ② 損益計算書         | ③ 株主資本等変動計算書 |
| ④ 有形固定資産等明細表（附属明細表） | ⑤ 引当金明細表（附属明細表） |              |

図表 1 新しい単体財務諸表の様式の変更点

① 貸借対照表	<p>例えば、下記が表示項目から除かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「流動資産」：「その他」に属する前渡金※1、未収収益※1、短期貸付金、株主・役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産</li> <li>◇ 「固定資産」：船舶（水上運搬具を含む）※1</li> <li>◇ 「無形固定資産」：特許権※1、借地権※1、商標権※1、実用新案権※1、意匠権※1、鉱業権※1、漁業権※1</li> <li>◇ 「投資その他の資産」：関係会社社債、その他の関係会社有価証券、出資金、関係会社出資金、株主・役員又は従業員に対する長期貸付金、関係会社長期貸付金、破産更生債権等、長期前払費用、前払年金費用※1、投資不動産、1年以内に期限の到来しない預金</li> <li>◇ 「繰延資産」：創立費、開業費、株式交付費、開発費</li> <li>◇ 「流動負債」：株主・役員又は従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債</li> <li>◇ 「固定負債」：関係会社長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金又はその他の負債</li> </ul>
② 損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 売上原価の商品又は製品の期首棚卸高、当期商品仕入高又は当期製品製造原価、商品又は製品の期末たな卸高の区分がなくなっている。（ただし、後述するように売上原価を区分していない場合の売上原価明細表の添付は引き続き求められる）</li> <li>◇ 販売費及び一般管理費の内訳の表示がなくなっている。（ただし、後述するように販売費及び一般管理費の内訳の注記は、引き続き求められる。）</li> <li>◇ 営業外収益では、受取利息と受取配当金は別々ではなく「受取利息及び受取配当金」としてまとめて表示。有価証券利息、有価証券売却益、仕入割引などの表示はない。</li> <li>◇ 営業外費用では、支払利息以外は区分して表示されていない。</li> </ul>

<sup>1</sup> 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細書を指す。指定国際会計基準を適用する場合は、これにより作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものを指す。

③ 株主資本等変動計算書	◇記載内容に違いはない。※金商法に基づく本来の様式も、2013年12月31日以後終了事業年度から縦書きから横書きに変更
④ 有形固定資産等明細表(附属明細表)	◇長期前払費用、繰延資産に関する記載が省略されている。 ◇当期首残高又は当期末残高について、従来は取得原価で記載が求められていたが、改正後は帳簿価額を原則としつつ、取得原価での記載も認めることとしている。
⑤ 引当金明細表(附属明細表)	引当金の減少について、目的使用とその他(理由も記載)の区分がない。

※1 新規則の様式では表示されていないが、会社計算規則第74条に挙げられているもの(出所)新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

「特例財務諸表提出会社」は、財務諸表の様式の変更と後述する3の(2)以外の部分は、他の財務諸表等規則の適用企業と同様の取り扱いになる。ただし、後述の5については、新様式を適用する場合には、適用されない。

「特例財務諸表提出会社」が新様式を適用する場合は、「特例財務諸表提出会社」に該当する旨と新様式に基づき財務諸表を作成している旨を記載しなければならない。

## 2. 開示が免除される項目

### (1) 製造原価明細表

新規則では、連結財務諸表でセグメント情報を注記している場合は、製造原価明細表の作成が免除される。IFRS(国際財務報告基準)の任意適用企業や米国基準での作成が認められた会社がこれらの基準により作成した連結財務諸表でセグメント情報を注記している場合も、製造原価明細表の作成は免除される。

逆に言えば、連結財務諸表でセグメント情報を注記していない会社の場合は、製造原価明細表を引き続き、作成する必要がある。

製造原価明細表の作成が免除されるのは、連結開示が中心となっている現状において、単体の製造原価明細表は有用性が低下しているとの指摘や、複数の事業を行っている企業において事業区分ごとでない単一の製造原価明細表の有用性は低下している等の指摘を受けてである。

製造原価明細表に関しては、財務諸表利用者側は企業の損益分岐点分析や付加価値分析の手掛かりとなること、連単倍率の低い企業では有用性が高いこと、現状のセグメント情報の情報開示の内容では代替となりえないことなどから存続を求める意見が強かったが、最終的には作成が免除されることになった。

財務諸表利用者からは、単体での製造原価明細表を廃止する代わりに、連結ベースでの作成を求める意見もあったが、連結ベースで作成した単一の製造原価明細表について、作成者側か

らは、上述の複数事業を行っている企業の場合と同様に、その有用性に疑義が示されていた。

前述の「当面の方針」では検討すべき課題として、セグメント情報の充実が挙げられていた。財務諸表利用者からは、製造原価明細表を廃止するのであれば、代わりにセグメント情報において損益分岐点分析等を可能とするだけの情報開示を求める意見もあった。しかし、現状 IFRS や米国基準のセグメント情報開示ではそこまでの情報開示は行われておらず、日本企業だけがそのような情報を開示することは国際的な企業間競争において不利になるとの意見もあり、セグメント情報の拡充は実現しなかった。今後、わが国から IASB に対してセグメント情報の開示の充実を求めていってほしいところである。

なお、旧財務諸表等規則では、売上原価を区分して表示することが困難な場合に「**売上原価明細表**」の添付が求められていた。新規則でもこの添付は引き続き求められる。「特例財務諸表提出会社」の場合、新様式で損益計算書を作成した場合は、売上原価について区分表示が求められないため、売上原価明細表を添付することになる。

## (2) 有価証券明細表

これまで、単体財務諸表固有の開示項目として有価証券明細表が作成されていた（連結財務諸表に関する開示はない）。しかし新規則では、上場会社<sup>2</sup>の場合は、作成が免除されることになった。有価証券明細表は連結ベースでは作成されていないため、上場会社の場合、当該情報が有価証券報告書等では開示されないことになる。

廃止の理由としては、上場会社では「コーポレート・ガバナンスの状況」において、株式の保有状況を記載しており、「株式」に関する開示において多くの部分が重複することが挙げられている。

財務諸表の利用者側からは、下記のような反対意見が示されたが、新規則では、上述のとおり、上場会社における開示を免除することとされた。

「株式」については「コーポレート・ガバナンスの状況」で類似の情報が得られるが、純投資目的の投資株式については、当該事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外へ変更したもの、または純投資目的以外から純投資目的へ変更したものにしか、銘柄、株式数、貸借対象表（原文ママ）計上額の記載が求められていない。さらに、【有価証券明細表】で記載されていた「債券」「その他」の内訳も把握できなくなるため、金融資産の運用状況から企業が抱える投資リスクを推定することが困難になる。

（出所）公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）等について』（2014年2月14日）

<sup>2</sup> 流通状況が上場有価証券に準ずる有価証券の発行会社も含まれる。流通状況が上場有価証券に準ずる有価証券として店頭売買有価証券が政令で定められているが、現在該当する有価証券はない。

### (3) 主な資産及び負債の内容

改正前の開示府令（以下「旧開示府令」）では、直近事業年度の単体の貸借対照表について、図表 2 の内容の開示を求めていた（附属明細表に掲げた科目は記載を省略可能）。

**図表 2 旧開示府令での「主な資産および負債の内容」の開示項目**

① 現金及び預金	現金と預金に区分し、預金の主な内訳を開示
② 受取手形及び売掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれについて主な相手先別の金額を開示</li> <li>・受取手形の期日別内訳</li> <li>・売掛金の滞留状況</li> </ul>
③ たな卸資産	商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産の主な内訳
④ 支払手形及び買掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれについて主な相手先別の金額</li> <li>・支払手形の期日別内訳</li> </ul>

（出所）旧開示府令に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

改正後の開示府令（以下「新開示府令」）では、連結財務諸表を作成している会社の場合、開示を免除することとしている。

開示を免除する理由としては、売掛金・買掛金等の開示の相手先としてグループ会社が記載される傾向があり、連結開示が定着している昨今では、相手先を個別開示する有用性は低下していることが挙げられている。

一方、財務諸表利用者側からは、開示免除に対し下記のような反対意見が示されていた。

「主な資産及び負債の内容」には、取引先に信用不安が生じた場合にその影響度を分析する上で重要な売掛金、買掛金、受取手形、支払手形の相手先別内訳や、資金繰りを分析する上で有用な売掛金の回転期間、期日別の受取手形残高など、連結財務諸表の注記では得られない情報が多く含まれている。これらは、提出会社のみならず連結グループ全体の資産評価に重要な役割を果たしており、この様な分析に支障をきたすと考えられる。

（出所）公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会『『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等について』（2014年2月14日）

受取手形・売掛金や支払手形・買掛金はグループ外企業も相手先として開示されている。グループ内企業を開示することの意味が乏しいのであれば、連結ベースで開示することも考えられる。また、リーマン・ショック直後の金融危機においては、問題を抱えた金融機関とどの程度取引があるかという情報が非常に重要であった。したがって、わが国の受取手形・売掛金や支払手形・買掛金の取引先情報のような開示を維持しつつ（あるいは連結ベースの開示に改めつつ）、IFRSに基づく財務諸表の注記でも開示するよう IASB などに提案していくことも考えられる。しかし、残念ながら、新開示府令では、連結財務諸表を作成している会社の場合、開示を免除することになった。

#### (4) 固定資産の再評価に関する注記の廃止

旧規則では、単体財務諸表固有の注記項目として、有形固定資産又は無形固定資産について再評価を行った場合の注記が求められていた。新規則では、この注記が廃止された。

なお、土地再評価法による再評価については、別途「事業用土地の再評価に関する注記」が求められていたが、こちらは連結財務諸表等でも注記が求められているため、連結財務諸表を作成している場合は、単体財務諸表では注記を不要とすることとした。

#### (5) 合併消滅会社の最終事業年度の財務諸表

旧開示府令では、有価証券報告書等の提出会社が合併の存続会社である場合、合併によって消滅した会社の最終事業年度の財務諸表を記載することとしていた。合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前の事業年度のものに記載することとしていた。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在の貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載することとしていた。ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を免除されていた。

新開示府令では、上記の記述は求められないことになった。

### 3. 開示が簡素化された項目

#### (1) 連結開示を条件に単体開示を免除した項目

新規則では、下記の注記・表示項目について、連結財務諸表を作成している場合又は連結財務諸表に同一の内容が記載されている場合に、注記・表示を免除することとしている。

**図表3 連結財務諸表の作成等を条件に単体財務諸表での開示が免除された項目**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース取引に関する注記</li> <li>② 事業分離における分離元企業の注記（分離事業の損益の概算額、継続的関与の概要）<br/>（連結財務諸表に同一の内容が記載されている場合）</li> <li>③ 資産除去債務に関する注記</li> <li>④ 資産から直接控除した流動資産、投資その他の資産に係る引当金の注記</li> <li>⑤ 資産から直接控除した減価償却累計額の注記</li> <li>⑥ 減価償却累計額と減損損失を合算して表示している場合の、その旨の注記</li> <li>⑦ 事業用土地の再評価に関する注記</li> <li>⑧ たな卸資産及び工事損失引当金の注記</li> </ul> |
|---|

- ⑨ 企業結合に係る特定勘定の注記（連結財務諸表に同一の内容が記載されている場合）
- ⑩ 1株当たり純資産額の注記
- ⑪ 工事損失引当金繰入額の注記
- ⑫ たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載（区分掲記又は注記）
- ⑬ 研究開発費の注記
- ⑭ 減損損失の注記
- ⑮ 企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記（連結財務諸表に同一の内容が記載されている場合）
- ⑯ 1株当たり当期純損益金額に関する注記
- ⑰ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記
- ⑱ 自己株式に関する注記

（出所）新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、⑩1株当たり純資産額、⑯1株当たり当期純損益金額、⑰潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、有価証券報告書等の非財務情報（「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」の「提出会社の経営指標等」）では、引き続き、当期を含め過去5事業年度分について開示が求められる。

## （2）会社法での注記と合わせた項目

新規則では、「特例財務諸表提出会社」の場合、下記の注記について、会社計算規則に定める注記に代えることができることとしている。

**図表4 会社計算規則での注記によることが代替可能な項目**

- ① 重要な会計方針の注記
- ② 表示方法の変更に関する注記
- ③ 会計上の見積もりの変更に関する注記
- ④ 親会社株式の注記
- ⑤ 関係会社に対する資産の注記
- ⑥ 関係会社に対する負債の注記
- ⑦ 担保資産の注記
- ⑧ 偶発債務の注記
- ⑨ 関係会社に対する売上高の注記
- ⑩ 関係会社に対する営業費用の注記
- ⑪ 関係会社に係る営業外収益の注記
- ⑫ 関係会社に係る営業外費用の注記

（出所）新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

## 4. 開示が維持される項目

### （1）注記としての開示が維持される項目

新規則でも、図表5の注記は維持されている。

**図表 5 引き続き、単体財務諸表での開示が求められる項目**

- ① 会計方針の変更の注記（会計基準等の名称、変更の内容、変更の理由など。なお影響額等については、連結財務諸表で同一の内容が記載されない場合に記載）（注）
- ② 会計方針の変更を会計上の見積もりの変更と区分することが困難な場合の注記
- ③ 修正再表示に関する注記
- ④ 重要な後発事象の注記
- ⑤ 追加情報の注記
- ⑥ 有価証券に関する注記（子会社株式及び関連会社株式）
- ⑦ 持分損益等の注記（連結財務諸表を作成していない会社）
- ⑧ 税効果会計に関する注記
- ⑨ 継続企業的前提に関する注記
- ⑩ 売上原価明細書の添付
- ⑪ 販売費及び一般管理費の内訳

（注）当該注記の他、下記についても、連結財務諸表で同一の内容が記載されている場合は、記載不要

- ・ 取得による企業結合が行われた場合の注記
- ・ 共同支配企業の形成の注記
- ・ 事業分離における分離先企業の注記
- ・ 事業分離に関する重要な後発事象等の注記
- ・ 企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記
- ・ 共通支配下の取引等の注記
- ・ 事業分離における分離元企業の注記
- ・ 企業結合に関する重要な後発事象等の注記
- ・ 企業結合に係る特定勘定の注記

（出所）新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

上記のうち⑩の売上原価明細書については、売上原価を商品又は製品の期首たな卸高、当期商品仕入高又は当期製品製造原価、商品又は製品の期末たな卸高に区分していない場合に添付が求められる。「特例財務諸表提出会社」の会社計算規則に合わせた損益計算書の様式ではそのような区分はされておらず、当該様式に従い売上原価を区分していない場合は、新規則においても売上原価明細書の添付が必要となる。

⑪販売費及び一般管理費は、適当と認められる科目に区分掲記するか、販売費、一般管理費、販売費及び一般管理費で一括して掲記し、主要な費目及び金額を注記することとされている。「特例財務諸表提出会社」の場合は、会社計算規則に合わせた損益計算書の様式では販売費及び一般管理費の区分はされていないため、新規則においても、主要な費目及び金額を注記しなければならない。なお、主要な費目とは販売費及び一般管理費の5%を超える費目とされていたが、新規則では10%を超える費目に改められた。

## （2）非財務情報として開示が維持される項目

旧財務諸表等規則では、会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合は、その旨及びその内容の注記を求めている。

新開示府令では、この配当制限について、非財務情報である「第4 提出会社の状況」の「3. 配当政策」に移行し、同様の内容を開示することとしている。

「配当制限は、コベンツにより制限が設けられている場合には、株主だけでなく社債投資家

などにも重要な情報であり、この様な形で開示が継続される点は評価<sup>3</sup>できる。ただし、非財務情報となることで、会計監査人の監査の対象からは除外されることになる。

## 5. 重要性基準（区分掲記）の連結基準との統一（緩和）

新規則では、下記の項目について、単体貸借対照表上の区分掲記が求められる重要性基準について、連結財務諸表に合わせて、総資産（又は負債及び純資産の合計）の「1%超」から「5%超」へと引き上げている。ただし、これらは、会社計算規則に基づく新様式を用いている「特例財務諸表提出会社」には適用されない。

**図表 6 単体財務諸表の表示項目の重要性基準の緩和（特例財務諸表提出会社を除く）**

① 流動資産の「その他」のうち、未収収益、短期貸付金、株主・役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産	総資産の 1%超→5%超
② 有形固定資産の「その他」	
③ 無形固定資産の「その他」	
④ 投資その他の資産の「その他」のうち、投資不動産、1年以内に期限の到来しない預金又はその他の資産	
⑤ 流動負債の未払配当金、未償還社債	負債と純資産の 合計の 1%超→5%超
⑥ 流動負債の「その他」のうち、株主・役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債	
⑦ 固定負債の「その他」のうち、株主・役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債	

（出所）新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

新規則では、単体貸借対照表に関する下記の注記についても、重要性基準を総資産（又は負債及び純資産の合計）の「1%超」から「5%超」へと引き上げている。ただし、この重要性基準の変更は、当該注記を会社法計算規則に基づく注記で代用している「特例財務諸表提出会社」には適用されない。

**図表 7 単体財務諸表の注記項目（販売費・一般管理費を除く）の重要性基準の緩和（特例財務諸表提出会社を除く）**

① 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形、売掛金	総資産の 1%超→5%超
② 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金等を除く）、未着品、積送品、前払費用、未収収益	
③ 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形、買掛金	負債と純資産の合計 の1%超→5%超
④ 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金等を除く）、未払費用、前受収益	

（出所）新規則に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>3</sup>公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等について（2014年2月14日）

なお、販売費及び一般管理費の内訳については、4の(1)を参照されたい。

## 6. 適用時期と比較情報の取扱い

### (1) 適用時期

改正府令は、2014年3月26日から適用される。

このうち新財務諸表等規則については、2014年3月31日以後に終了する事業年度の財務諸表から適用される。

### (2) 比較情報の取扱い

#### i. 財務諸表本表を会社法に合わせる場合

有価証券報告書等では、会社法上の開示書類とは異なり、当年度のみならず、比較情報として前年度の財務諸表も掲載している。「特例財務諸表提出会社」が、新規則により、会社計算規則に基づく新しい様式を用いる場合は、前年度の比較情報についても、新様式に合わせて組み替える必要がある。

新財務諸表等規則に基づく財務諸表の様式の変更は、「表示方法の変更」に該当し、財務諸表の組み替えの内容とその理由の注記が求められる。ただし、前事業年度の金額を記載する必要はない。

#### ii. 開示が免除される項目

新財務諸表等規則に基づく財務諸表で開示が免除される項目については、比較情報としての前年度分の開示も不要となる。

当該開示の免除は、「表示方法の変更」に該当するため、所要の注記が必要となる。

#### iii. 会社法の注記と合わせた項目

新財務諸表等規則に基づく財務諸表の注記を会社計算規則に基づく注記に代えている場合は、比較情報としての前年度分の注記は、前年度の会社計算書類で記載されているものを掲載することになる。

当該注記内容の変更は、「表示方法の変更」に該当するため、所要の注記が必要となる。